

○錦江町森林の整備保全に関する条例施行規則

令和5年6月7日規則第13号

錦江町森林の整備保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、錦江町森林の整備保全に関する条例（令和5年錦江町条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(事前届出を要する土地売買等の契約)

第3条 条例第7条第1項の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 贈与契約
- (2) 売買契約
- (3) 交換契約
- (4) 地上権に関する契約
- (5) 地役権に関する契約
- (6) 使用貸借に関する契約
- (7) 賃貸借に関する契約

(所有権等の移転等の事前届出)

第4条 条例第7条第1項の規定による届出は、森林等の所有権等の移転等の事前届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 森林売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 森林売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について所有権等を有することを証する書類の写し

2 条例第7条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる場合とする。

- (1) 森林売買等の契約に係る土地の地目及び利用の現況
- (2) 森林売買等の契約の当事者の業種

3 条例第7条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる法人とする。

- (1) 森林売買等の契約の当事者の一方又は双方が次に掲げる法人である場合
 - ア 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に規定する森林整備法人
 - イ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
 - ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - エ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
 - オ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (2) 条例第7条第1項第5号に規定する土地の利用目的が次に掲げるものである場合
 - ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業に関する設備の設置のうち、同項第17号に規定する電気事業者が行う架空電線、電柱又はその附帯設備の設置
 - イ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業に関する設備の設置のうち、同項に規定する認定電気通信事業者が行う架

空電線、電柱又はその附帯設備の設置

ウ 非常に災害に際し必要な応急措置の実施

4 条例第7条第3項の規定による変更の届出は、森林等の所有権等の移転等の変更届出書（様式第2号）により行うものとする。

（身分証明書）

第5条 条例第8条第3項の証明書は、身分証明書（様式第3号）によるものとする。
（公表の方法）

第6条 条例第11条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（1） 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2） 勧告の内容

（3） 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第6条までの規定は、条例附則第1項ただし書きに規定する施行の日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

森林等の所有権等の移転等の事前届出書

年 月 日

錦江町長 様

届出者
住 所
氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

錦江町森林の整備保全に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約に関する事項

譲渡人等		住 所	
		氏 名	
		電 話	
		業 種	☐ 不動産業 ☐ 林業 ☐ その他（ ）
譲受人等	☐ 予定者あり	住 所	
		氏 名	
		電 話	
		業 種	☐ 不動産業 ☐ 林業 ☐ その他（ ）
契約に係る権利の種別及び内容		(☐ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 地役権 ☐ 使用貸借による権利 ☐ 賃借権 (☐ 期間 年 月 日まで) の (☐ 移転 ☐ 設定)	
契約締結予定年月日		☐ 予定あり 年 月 日 ☐ 未定	

2 土地に関する事項

登記上の土地の所在		登記地目	登記面積
合 計	筆	実測面積 m ²	登記面積 m ²
土地利用の現況			
所有権等の移転又は設定後における土地の利用目的		☐ 現在の土地利用と同じ ☐ 現在の土地利用と異なる（ ） ☐ 未定	

3 添付書類

- (1) 森林売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 森林売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について所有権等を有することを証する書類の写し

【届出情報の提供】

私は、本届出に記載した情報を、森林の整備保全及び再造林の推進のために、町長が必要と認める機関に提供することに同意します。
☐同意する ☐同意しない

- 注 1 該当する□の中にレ印を付してください。
- 2 「契約に係る権利の種別及び内容」の欄において選択した権利で期間が設定されているものについては、その期間を記入してください。
- 3 「登記上の土地の所在」の欄は、届出に係る土地について市町村名から記入してください。記入欄が不足する場合は、別紙に記載し添付してください。
- 4 「土地利用の現況」の欄は、主たる現況を具体的に記載してください。
- 5 () 内には、内容を具体的に記載してください。

別記様式第2号（第4条関係）

森林等の所有権等の移転等の変更届出書

年 月 日

錦江町長 様

届出者
住 所
氏 名
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号 〕

錦江町森林の整備保全に関する条例第7条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更事項
□契約に関する事項

変更項目		変更前	変更後
□譲受人等	□住所		
	□氏名		
	□業種		
□契約に係る権利の種別及び内容			
□契約締結予定年月日			

□土地に関する事項

変更前	登記上の土地の所在		登記地目	登記面積
	合 計	筆	実測面積 m ²	登記面積 m ²
変更後	登記上の土地の所在		登記地目	登記面積
	合 計	筆	実測面積 m ²	登記面積 m ²
所有権等の移転又は設定後における土地の利用目的		変更前		変更後

- 2 変更年月日
3 変更理由
4 添付書類
(1) 森林売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
(2) 森林売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について所有権等を有することを証する書類の写し

【届出情報の提供】
私は、本届出に記載した情報を、森林の整備保全及び再造林の推進のために、町長が必要と認める機関に提供することに同意します。
□同意する □同意しない

- 注 1 該当する口の中にレ印を付してください。
- 2 「契約に係る権利の種別及び内容」の欄は、事前届出書において記入した権利で新たに期間が設定又は期間が変更されたものについては、その期間を記入してください。
- 3 「登記上の土地の所在」の欄は、届出に係る土地について市町村名から記入してください。記入欄が不足する場合は、別紙に記載し添付してください。
- 4 事前届出書に添付した書類は、改めて添付する必要はありません。

(表)

写 真	身 分 証 明 書	第 年	月	号 日
	所属・職名 氏名 有効期限			
上記の者は、錦江町森林の整備保全に関する条例第8条第3項の規定による 立入調査をする職員であることを証明する。				
錦江町長				印

5.5
センチメートル

8.5センチメートル

(裏)

錦江町森林の整備保全に関する条例（抜粋）

（報告の徴収、立入調査等）

第8条 〔略〕

2 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第7条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が水資源及び国土保全などの多面的機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第10条 町長は、次のいずれかに該当すると認める者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 第8条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者